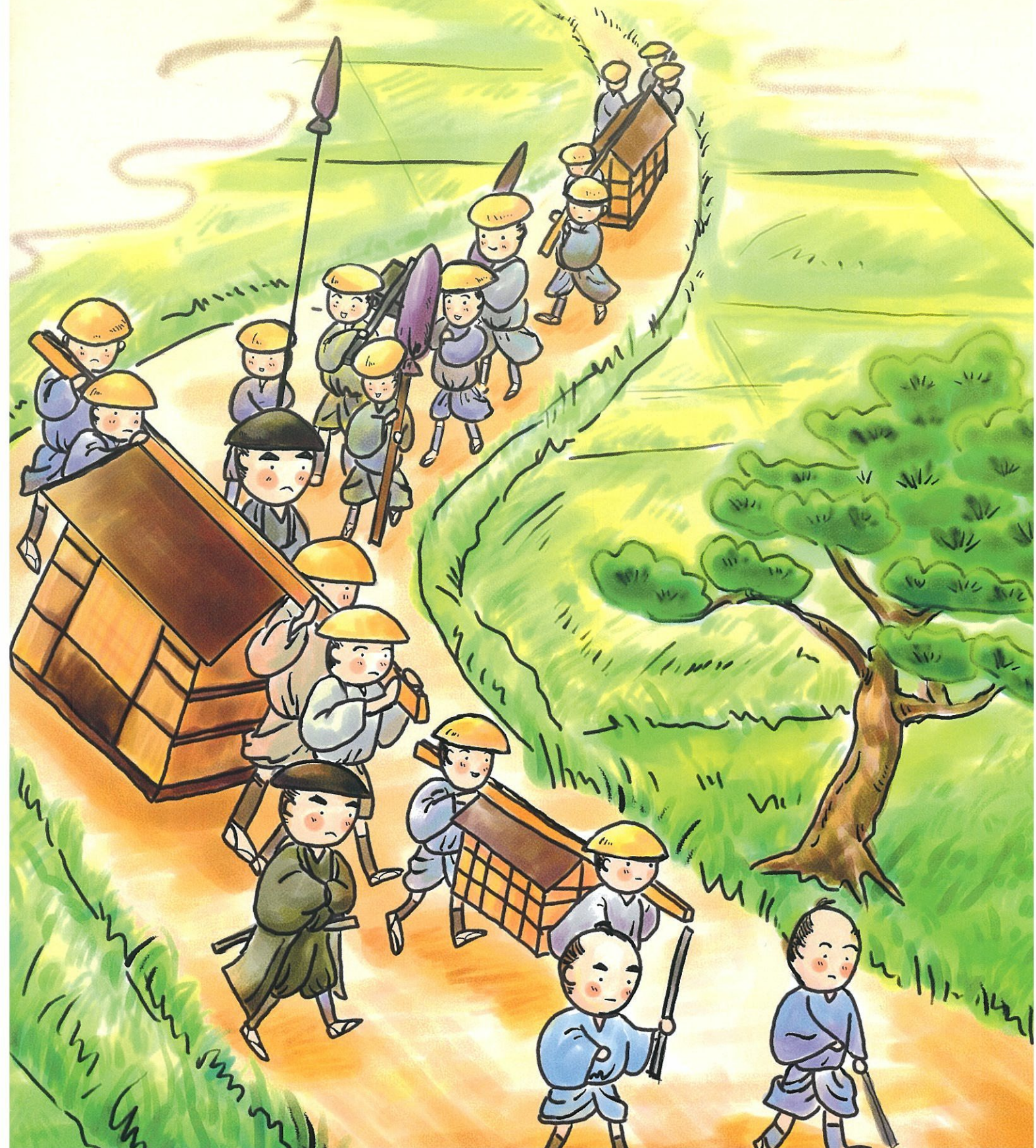
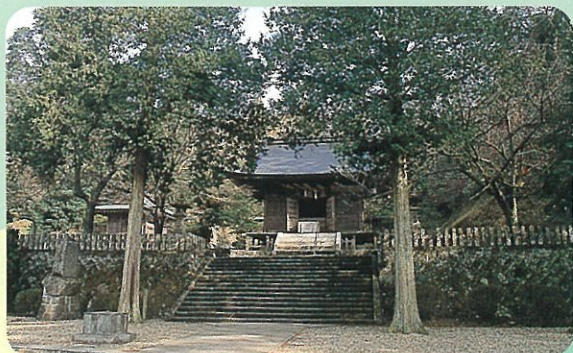


石見銀山

～いも代官井戸平左衛門の事蹟し せき～





大田市大森町にある井戸神社

石見銀山には、歴史上数多くの人物が登場してきます。

その中であって、現在もなお「いも代官」の名で親しまれ、語り継がれている人物「井戸平左衛門」がいます。

大田市外2町広域行政組合では、この石見代官「井戸平左衛門」という人物を通して、世界遺産登録をめざす石見銀山遺跡をより一層理解していただくために、このふるさと学習誌を編集しました。

石見銀山

〜いも代官井戸平左衛門の事蹟〜

じ せき

目次

| | |
|---------------------|----|
| 井戸平左衛門のプロフィール | 1 |
| 井戸平左衛門はどんな顔？ | 2 |
| まめ知識 | 2 |
| 井戸平左衛門の政治と享保の大飢饉 | 3 |
| 江戸時代の年貢制度と井戸平左衛門の政策 | 5 |
| サツマイモの栽培 | 7 |
| 伊達金三郎の功績 | 8 |
| 代官の職務と大森代官所 | 9 |
| 大森代官所の概要 | 10 |
| 井戸平左衛門の頌徳碑 | 11 |

井戸平左衛門のプロフィール

「いも代官」と呼ばれる井戸平左衛門は、飢饉に際してサツマイモの栽培を導入し、領民を救ったことで有名ですが、いったい彼はどのような人物だったのでしょうか。ここではそのプロフィールについて紹介しましょう。

江戸幕府が寛政年間に編集した『寛政重脩諸家譜』という史料によると、平左衛門は野中八右衛門重貞の子として武蔵国に生まれ、幼名を安右衛門といい、その後井戸正和の養子となりました。元禄5年(1692)7月、21才で井戸家を継いで、小普請組に入り、同10年(1697)には、江戸城内において火災の警護にあたる表火番に任命され、その5年後には勘定役に昇進し、以来30年余その職を勤めました。この間享保6年(1721)6月5日には日頃の勤勉さを称えられて黄金2枚を贈られています。



富次精齊によって造られた木像
(大田市教育委員会所蔵) (大正10年)

こうした実直な性格が認められてか、平左衛門は享保16年(1731)9月2日、60才という年齢にもかかわらず石見代官に任命されました。一説には、彼の性格を知る大岡越前守忠相の推薦がその背景にあったためといわれています。

平左衛門の石見代官の在任期間はわずか2年。享保18年(1733)5月26日、石見から遠く離れた備中笠岡(岡山県)の地で亡くなっています。この時彼の年齢は62才でした。なお、彼が死亡した原因には病死説と切腹説の2説がありますが、おおむね病死説が有力です。



威徳寺にある井戸平左衛門の墓
(岡山県笠岡市)

ところで、平左衛門には1男1女の子供がいました。長男敬武は享保17年(1732)5月26日、父親平左衛門よりも1年早く亡くなっています。そのため平左衛門は窪嶋作右衛門長敷の子供内蔵之助を養子とし、長女と結婚させて自分の跡として井戸家を継がせました。内蔵之助の父作右衛門は、当時美作久世代官として倉敷や笠岡の地を支配していました。そのため平左衛門の笠岡行きは、窪嶋を頼って赴いたものと考えられ、最後はその地で倒れ威徳寺に葬られました。



※切腹説は、飢饉の際幕府の許可を得ないで代官所の米蔵を解放したり、年貢を免除・減免した責任を問われて、平左衛門が切腹させられたというものです。

井戸平左衛門はどんな顔？



井戸平左衛門を描いた肖像画です。優しそうな人柄が伝わってきませんか？



井戸神社にある肖像画



威徳寺にある肖像画

まめ知識



海上弥兵衛の礼状（石見银山資料館所蔵）

この史料は、前任代官である海上弥兵衛うなのみやへいから大田町の医師中嶋見龍なかしまけんりゅうに対して出された礼状です。

その内容は「井戸平左衛門殿の病気が心もとないことを申し上げたところ、早速診察に来てくれて、病気も段々快復し、目出たいことである。早々に来てくれたことを満足している。」というものです。これによると、中嶋見龍が海上代官の依頼で病気の平左衛門を診察していることがわかります。このことから平左衛門は代官として石見に赴任した当時からすでに病気であったことがうかがえます。

平左衛門にとって石見で過ごした期間は、大飢饉との闘いと同時に、自らの病気とも闘っていたのかもしれません。

井戸平左衛門の政治と

享保の大飢饉

井戸平左衛門が石見代官を勤めていた享保17年は、一般に**享保の大飢饉**といわれる大凶年でした。この年西日本では春以来続いた長雨や冷夏の影響によって、作物の成育も悪く、また「いなご」や「うんか」などの害虫が大発生したこともあって、稲作に甚大な被害を与えました。



稲を食い荒らすウンカ
(写真：鳥根県農作物病害虫雑草図鑑
山陰中央テレビジョン放送株式会社発行)

川本町の『法隆寺文書』によると「享保十七壬子年六月より稲に虫湧き、大いなる凶作にて、日本中大悪年、人民大いに困難、窮乏するなり」と、この時の様子を記しています。また、その害虫については「享保十七年子の七月より大うんか虫付き候て、丑の春大がしん。」(『笹屋文書』)とあり、この地域の場合ではウンカによる被害であったことを伝えています。この年西日本の多くの地域では収穫は例年の半分以下となり、こうした状況はたちまち大飢饉へと発展し、これによる餓死者は12000人にも及んだとされています。

③

これに対する幕府の対応も早く、7月には勘定所役人を被害の著しい地域に派遣し、情報の収集を図ると共に、8月には東日本の諸藩に対して米を大坂へ送るよう指示しています。また、なるべく多くの米が大坂へ送られるように、年貢米や扶持米^{ふち}以外の米を江戸へ持ち込むことを禁止するなどの策もとられました。

12月、幕府は「西国、四国、中国、虫付き損毛^{ぞんもう}(作物被害)について、大坂より御城米をも差し遣わされ、損毛の国々にて相払い…」と、飢人の救済のため大坂の城米を被害地域に送るよう命じており、この時銀山領に送られた米は合計9000石で、正月5日から4月15日迄の100日間に男女1人につき米2合ずつが貸し与えられたといえます。(『光永寺文書』)

さて、このような状況に際して平左衛門がとった対応は、自らの財産や裕福な農民から募ったお金を資金として米を購入するとともに、幕府の許可を待たず代官所の米蔵を開いて飢人に米を与えたと伝えられています。

また年貢については、害虫の被害が著しい海辺部の鳥井村(大田市)や黒松村(江津市)などの地域では、その年の年貢米を「此の取米^{ことりまい}なし」として免除にしました。あるいは酒谷村(邑智町)や井田村(温泉津町)などの比較的被害の小さい地域では年貢を減免するなど、同様に思い切った政策を断行しました。



幕府勘定所の記録である『大河内家記録』によると、享保17年の平左衛門支配の備後、備中、石見の3国から幕府に納められた年貢米は合計で8740石余。前年海上代官から納められた年貢米が38510石（但し備後、石見の合計）である

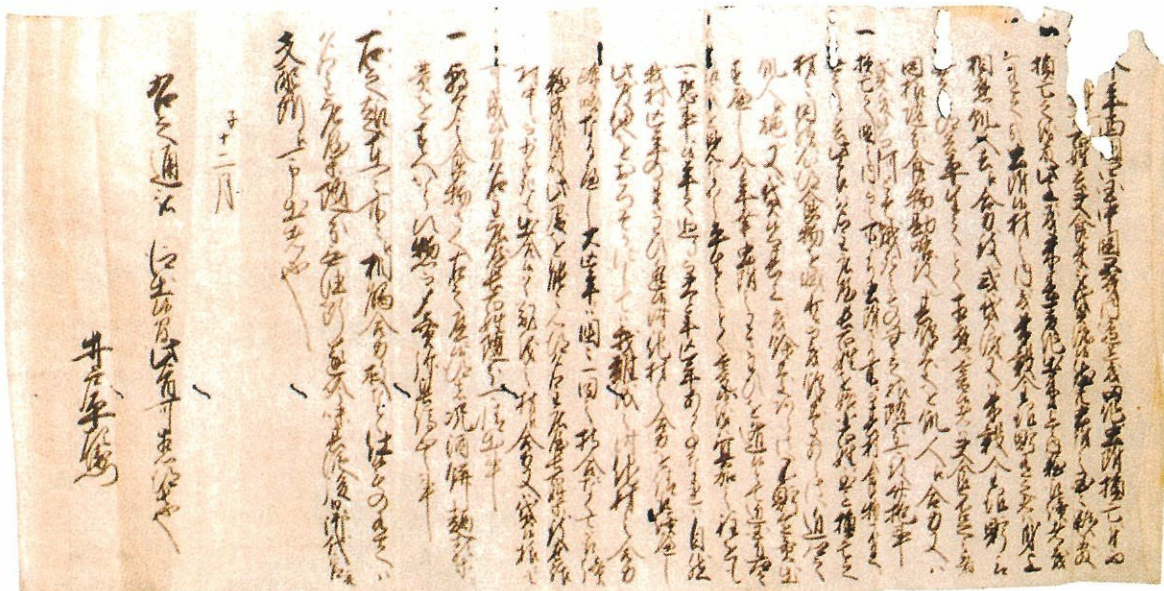
| 国名 | 享保16年 | 享保17年 |
|-------|---------|---------|
| 備中・備後 | 15847石余 | 9134石余 |
| 備中・美作 | 25678石余 | 17378石余 |

ことから、単純に比較しても前年度の4分の3以上もの年貢米が減少したことになります。参考までに他の代官の支配地域について見ると、右表の通りです。飢饉を背景として同様に年貢米が前年度に対して減少していることがわかりますが、井戸代官の場合のような大幅な減少ではなかったようです。このことから平左衛門が行った年貢米の軽減は、他の地域のそれと比較しても大幅なものであったことが知られ、領民救済に対する彼の思いは、他の代官よりも一層強いものであったものといえるでしょう。

さらに、平左衛門は12月には銀山領内の村々に対して、写真のような制札を出しています。

- 一、今年は西国、四国、中国、五畿内辺りまでも田作は虫が付いて凶作になっているので、百姓へ夫食（食料）を貸し渡したが、害虫被害の国々も夥しいので、この上にも米、春麦が収穫できるまでの間、取り続き難い者もあるであろう。害虫被害を受けた所でも米穀、金銀などの貯えがあるものは身上に応じて飢人へ助成し、または米穀、金銀の貯えがない者でも日常相応に暮らす者は、夫食が不足する者と同様に、随分に食物を簡素にし、その余りを飢人へ助成し、何とぞ餓死のものがでないようにすること。
- 一、朝夕の食物さへ簡素にするように、まして酒や餅、麵類などに金を使わぬように。買い占めは堅く禁止である。このことを隅々まで触れて、助け合いなど行う者がいれば、名主庄屋など随分と油断のないように調べ、そのことを後日に御代官へ申し出るように。

この制札の内容は、飢饉を乗り越えるために農民相互の助け合いの必要を説いたものですが、その対策のために必要な手だてをとろうとした平左衛門の苦勞がうかがわれます。



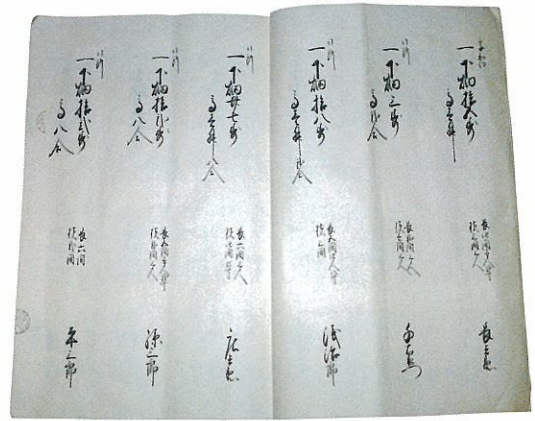
享保17年井戸平左衛門の制札（藤間要二郎氏所蔵）

江戸時代の年貢制度と 井戸平左衛門の政策

江戸時代には、村が年貢を負担する1つの単位となりました。そのため領主は、村ごとに検地を行って田畑屋敷地に対する詳しい調査を行いました。こうして検地によって作成された台帳を、**検地帳**または**御縄帳**などと呼びました。

写真の史料は、安永4年(1775)に作成された『石見国邇摩郡静間村新畑検地帳』というものです。これは静間村(現大田市静間町)の新畑について調べたものですが、検地帳にはこのように、田畑一筆ごとに、①場所、②地種(田・畑)、地の位(田畑の上・中・下)、③面積④分米(米の法定収穫量)、⑤作人が記載されるのが一般で、こうした検地帳をもとに年貢の徴収が行われます。

さて、江戸時代の年貢には、田畑に課せられた税である**本途物成**(本年貢)と、林野や沼池の用益や特産物に課せられた**小物成**とがあります。また、**鉱山業**、**漁業**、**運送業**、**酒造業**などは**営業税**として運上が課せられました。



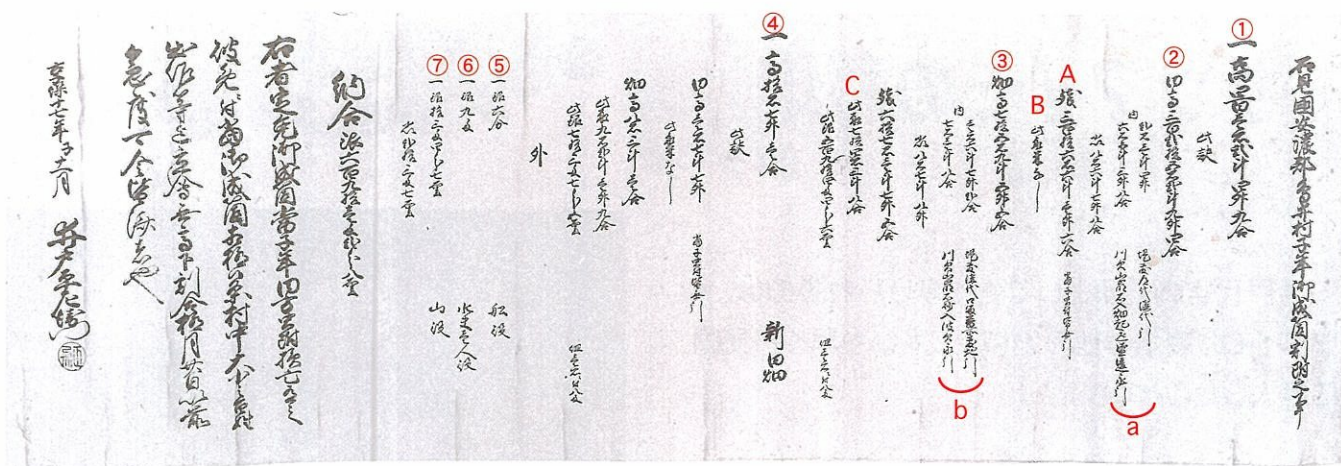
邇摩郡静間村の新畑検地帳

| | | | | |
|-------|---------|-------|----------|-----------|
| 高壹升式合 | 同所 | 同所 | 同所 | ① 字和江 |
| 横三間 | 以下畑拾式歩 | 高式合 | ② 一下畑拾五歩 | ② 高壹升 |
| 以下略 | 長五間四尺八寸 | 横壹間三尺 | 長式間三尺 | ③ 長四間壹尺式寸 |
| | 浅治郎 | | 千右衛門 | ④ 横三間三尺 |
| | | | | ⑤ 長兵衛 |

本途物成の場合では、**厘取**という方法が用いられましたが、これは村高(その村の田畑や屋敷数の全体を米の生産高によって示した数字)に**免**という税率をかけて、その年貢額である**取**を決定するというものです。免はたいてい「六ツ」、「七ツ」などと記されますが、税率では60%、70%ということになります。いわゆる「五公五民」の場合では免は「五ツ」ということになります。

また、その徴収方法には、**検見法**と**定免法**とがありました。検見法はその年の収穫予定量を実際に調べて年貢を課すものであり、それに対して定免法は過去数年間の収穫実績を調べ、その平均をもとに免を決めて徴収するという方法です。定免法は江戸中期以降幕府領を中心にとられた方法で、平左衛門の頃には銀山領でも実施されていました。





享保17年の安濃郡鳥井村年貢割付状

年貢の徴収にあたっては、代官所から村ごとに^{ねんぐわりつけじょう}年貢割付状が出され、それをもとに庄屋等村役人が農民から年貢として米や貨幣を徴収します。写真の史料は、享保17年11月に、井戸平左衛門から^{あんのぐんとり}安濃郡鳥井村(大田市鳥井町)に対して出された年貢割付状です。①は村高のことで、鳥井村の場合では村高は401石2斗4升9合で、その内訳は②の田高325石2斗9升4合、③畑高75石9斗5升5合となります。また④は新たな開墾によってできた田畑分で、この他に鳥井村の場合では⑤船役(漁船に対する税)、⑥水夫役(水夫に対する税)、⑦山役(山林の用益に対する税)などについても、税が課せられていたことがわかります。

年貢の徴収は、②田高、③畑高から「堤敷道代溝代引」などの^{つみしき みちしろ みぞしろ ひき}控除分(a・b)を差し引いた残りに、免(年貢率)が課せられ、取が決定されることとなります。しかし、当年鳥井村の場合には、Aの316石6斗1升6合については「虫付皆無引」とし、B「此取米なし」としています。このことから平左衛門は、少なくとも田については害虫被害を理由に、この年の年貢をゼロにしたことがわかります。一方畑についてはC「此取七拾四石三斗八合」とあるので、概ね例年通り徴収しているようです。これは畑の場合村全体に及ぶ程の著しい被害以外には、容易に年貢を減免することができなかったためです。

なお、奥書に「右は定免御成箇、^{じょうめん おなりが とうね じたがた むしつ}当子年田方虫付き損亡これあり、^{はめん}破免につき」とあるように、平左衛門のこの措置は定免を破免に切り替えたものであることがわかります。定免法では、災害によって収穫に大きな被害を受けた場合(当時是一村で四割以上の被害、後三割となる)は、^{はめん}破免といって一時的に検見法に戻すことを認めており、平左衛門の対応はこうした制度を基本的には利用したものとと言えます。しかし、破免は年貢の減収につながるため、その実行は簡単なものでなかったことはいうまでもありません。



サツマイモの栽培



井戸代官の功績として先ず挙げられるのは、サツマイモの栽培を他の地域よりもいち早く石見国に導入したことでしょう。

平左衛門がサツマイモのことを聞いたのは、享保17年4月14日、養父正和の命日にあたって訪れた大森町の栄泉寺でした。この時偶然にも諸国を巡って修行中の僧、泰永たいえいと出会い、彼を通じて薩摩国(鹿児島県)で栽培されていたサツマイモの話を知ったといひます。



栄泉寺(大田市大森町)

7 サツマイモの栽培は、他の作物と比較して労力もいらず多収穫であり、しかも肥料も少なくてすむことから土地の痩せた石見には適していました。そこで平左衛門は早速泰永に種芋の入手を依頼し、手代の伊達金三郎を薩摩国へ同行させてその入手を凶らせました。しかしこの芋は当時薩摩国以外への持ち出しは禁止されていたため、容易には持ち帰ることはできませんでした。そして出発から60日目、苦勞の末ようやく種芋100斤(60kg)を石見へと持ち帰ることに成功しました。

持ち帰ったサツマイモの種芋は村高100石について8割の割合で配られましたが、時期が7月ということもあって、栽培はことごとく失敗してしまいました。

しかし、幸いにも福光下村釜野浦の松浦屋与兵衛まつうらやよへいという人物が、城ヶ山の中腹で芋の栽培に成功していたため、それを種芋として新たに栽培することができました。なお、与兵衛はこの時「いも釜」という芋の貯蔵方法も考え出し、今でもこの方法は伝えられています。

『徳川実紀』にも「井戸平左衛門御代官所、夫食ぶじき(食料)行き届き餓死人これなき由」とあるように、サツマイモの栽培によって石見銀山領では餓死する者がいなかったといひます。



今でも民家の座の下にある芋釜

伊達金三郎の功績



泰永と共にサツマイモの種芋を持ち帰った功労者として伊達金三郎という人物がいます。彼は現在の広島県庄原市高町の井上家という農家に生まれ、伊達家の養子となります。その後、井戸平左衛門の手代として採用され、平左衛門と共に大森代官所に赴任しました。

一般に手代は、代官の補佐役として年貢の徴収の他、犯罪の取締や裁判などの職務を行いましたが、身分的には幕臣ではなく、たいていは農民から採用される場合が多かったようです。そのため代官が退任や死亡した場合には、手代の職を失うこともありました。しかし、なかには金三郎のように、その才能が評価されて幕臣として採用される者もいました。

この史料は『御触書寛保集成』^{おふれがきかんぼしゅうせい}に収められているもので、享保18年4月に金三郎が幕府より徒目付^{かちめつけ}に任じられたことを伝える内容です。

徒目付とは、目付の指示を受けて江戸城の宿直、玄関前の取締など、おもに警備や監視の仕事を任務としました。身分は幕臣であり、役高も100俵5人扶持とされているので、手代として代官に仕えていた頃に比べて、実際には大変な出世をしたこととなります。これはサツマイモの種芋を持ち帰り、その栽培で領民を救った功績が高く評価されたものと思われます。

後年金三郎は故郷の庄原へ帰り、明和4年に62才で亡くなっています。彼のお墓は世尊寺にいまも祀られています。

石見
備後 御代官井戸平左衛門陣屋手代
備中 伊達 金三郎
右の者、この度召し出され、百俵下し置かれ、御徒目付格に
これ仰せ付けられ、勤方の儀は、追つて申し渡すべく候
それ迄は先ず只今迄の通り、平左衛門差図^{さじず}に任せ相勤むべく候
右の通り、申し渡し候様に、井戸平左衛門へ申し遣わすべく候
この節、飢人等の御用も候へば、彼地にまかり在り
先ず只今迄の通り勤むべく候

8



伊達金三郎の墓



世尊寺(広島県庄原市高町)

代官の職務と大森代官所

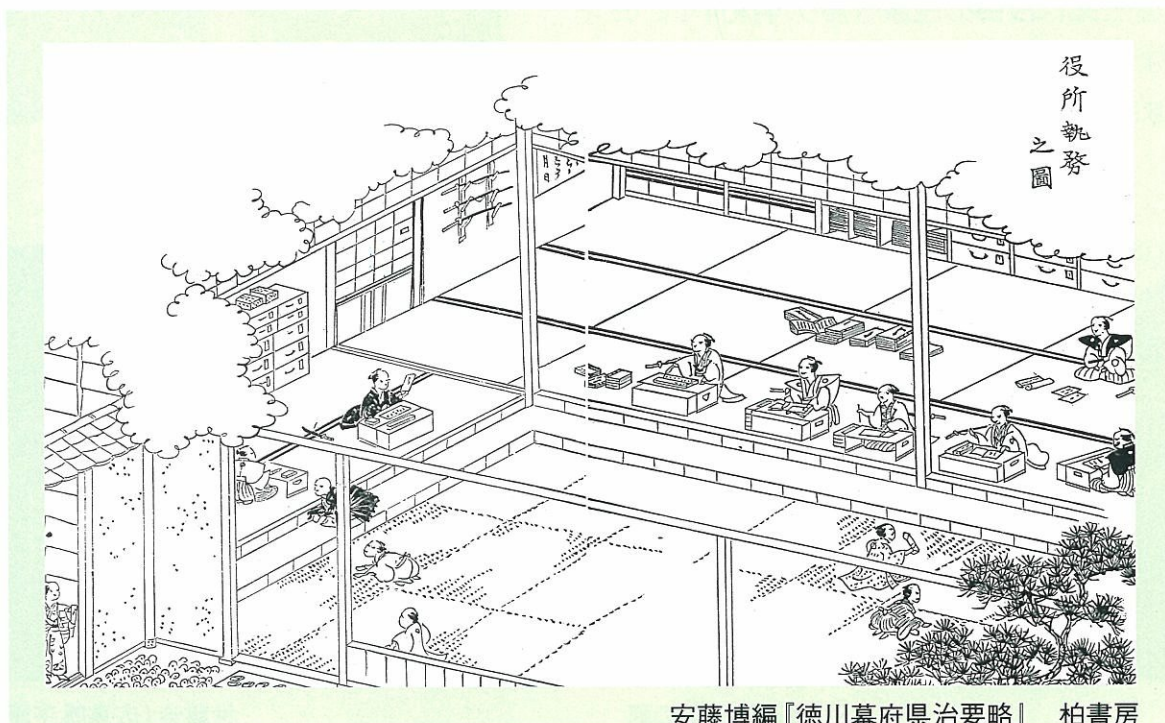


江戸幕府の代官は、幕府直轄領に派遣された地方官で、おもに地方と公事方^{じかた くじかた}についての職務を務めました。地方では年貢などの財政に関わる事務の他、宗門改といった人別に関わる事務を行い、公事方では、警察や裁判に関する事務を行いました。また、支配地域に鉱山がある場合には、山方についての事務も行いましたので実に多様な職務をこなしていたものといえるでしょう。

さて、代官は幕臣の中から御目見^{おめみえ}以上の者が任命され、定額の役高は150俵であり、それよりも少ない禄高のものについては足高として、その不足分が任期中に支給されました。新たに代官に任命された場合には御役拝借^{おやくはいしやく}と称して金250両が貸し与えられたほか、任地へ赴く際の旅費や支度金として金200両が、また自宅を役所として改装する費用として金60両が、それぞれ幕府より貸し与えられました。弘化3年(1846)に石見代官に任命された岩田鋤三郎^{いわた くわさぶろう}の場合では、幕府から借りた金額は金250両にもなり、代官となる場合には大変な資金がかかったことがうかがわれます。

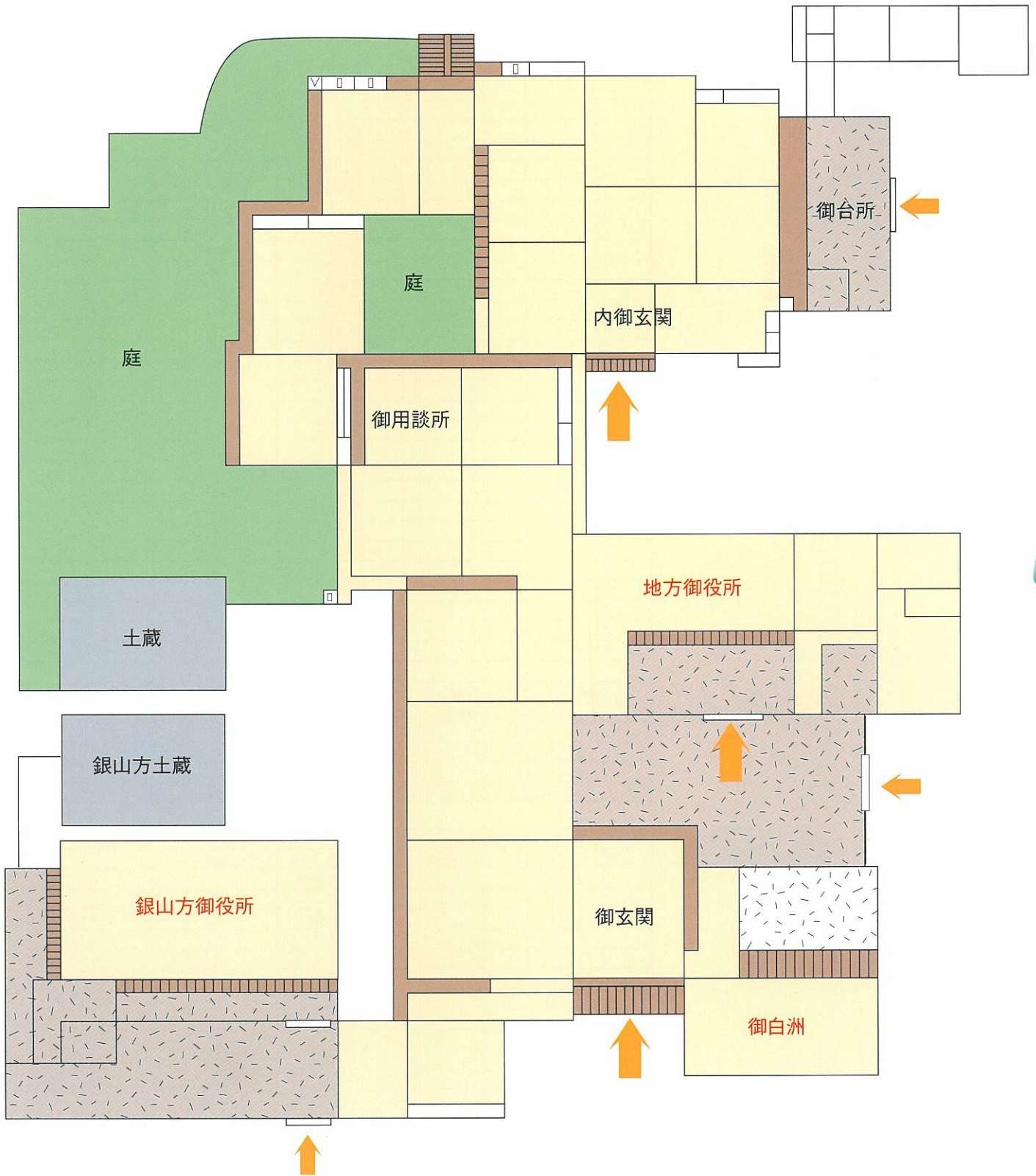
代官がその任地で職務を行う場所を陣屋^{ちんや}といい、大森代官所には銀山方^{ぎんざんがた}と地方^{じかた}という2つの役所がありました。銀山方役所では、おもに鉱山の支配に関する職務を担当しており、一方地方役所では地方と公事方を担当しました。

天保12年(1841)に作られた代官所の絵図によると、陣屋の中には代官の居屋敷や手附・手代と呼ばれる代官直属の部下の屋敷、また時代劇などで見られる御白洲^{おしろす}や仮牢^{かりろう}などもありました。変わったものとしては無名異^{むみょうい}という鉱石を原料とした薬を製造する場所もあり、大勢の人々がこの陣屋で働いていたことがうかがえます。





大森代官所の概要



井戸平左衛門の頌徳碑

井戸平左衛門の死後、彼の功績を頌える碑が各地に建てられました。宮本豊氏の調査では頌徳碑の数は490ヶ所にも及び、島根県その他、鳥取県や広島県にも建てられています。

島根県内



江津市にあるこの頌徳碑は、文化4年(1804)に建立されたもので、正確な建立年がわかるものとしては石見地方最古のものです。また石碑には「泰雲院殿義岳良忠居士」という平左衛門の戒名が刻まれています。

| 番号 | 県名 | 郡名 | 市町村名 | 総数 |
|----|-----|-----|------|-----|
| 1 | 島根県 | — | 松江市 | 1 |
| 2 | 〃 | 八束郡 | 美保関町 | 19 |
| 3 | 〃 | 八束郡 | 八束町 | 8 |
| 4 | 〃 | 八束郡 | 島根町 | 7 |
| 5 | 〃 | 八束郡 | 鹿島町 | 1 |
| 6 | 〃 | 八束郡 | 東出雲町 | 1 |
| 7 | 〃 | 八束郡 | 宍道町 | 1 |
| 8 | 〃 | — | 平田市 | 3 |
| 9 | 〃 | 簸川郡 | 大社町 | 1 |
| 10 | 〃 | 簸川郡 | 湖陵町 | 4 |
| 11 | 〃 | 簸川郡 | 多伎町 | 4 |
| 12 | 〃 | 飯石郡 | 赤来町 | 2 |
| 13 | 〃 | — | 大田市 | 70 |
| 14 | 〃 | 邇摩郡 | 仁摩町 | 5 |
| 15 | 〃 | 邇摩郡 | 温泉津町 | 23 |
| 16 | 〃 | 邑智郡 | 邑智町 | 19 |
| 17 | 〃 | 邑智郡 | 大和村 | 4 |
| 18 | 〃 | 邑智郡 | 川本町 | 31 |
| 19 | 〃 | 邑智郡 | 瑞穂町 | 9 |
| 20 | 〃 | 邑智郡 | 石見町 | 19 |
| 21 | 〃 | 邑智郡 | 桜江町 | 16 |
| 22 | 〃 | — | 江津市 | 64 |
| 23 | 〃 | — | 浜田市 | 55 |
| 24 | 〃 | 那賀郡 | 旭町 | 17 |
| 25 | 〃 | 那賀郡 | 金城町 | 19 |
| 26 | 〃 | 那賀郡 | 弥栄村 | 17 |
| 27 | 〃 | 那賀郡 | 三隅町 | 20 |
| 28 | 〃 | 美濃郡 | 美都町 | 11 |
| 29 | 〃 | 美濃郡 | 匹見町 | 3 |
| 30 | 〃 | 鹿足郡 | 日原町 | 1 |
| 31 | 〃 | — | 益田市 | 5 |
| 32 | 〃 | 隠岐郡 | 海士町 | 2 |
| 33 | 〃 | 隠岐郡 | 西ノ島町 | 9 |
| 34 | 〃 | 隠岐郡 | 知夫村 | 5 |
| 合計 | | | | 476 |

仁摩町一覧

| 番号 | 町名 | 場所 | 備考 | 建立年 |
|----|-----|-----|------|-----|
| 1 | 仁摩町 | 仁万 | 中学前 | |
| 2 | 〃 | 天河内 | 海岸道 | |
| 3 | 〃 | 馬路 | 乙見神社 | |
| 4 | 〃 | 宅野 | 往還道 | |
| 5 | 〃 | 大国 | 勝音寺 | |

温泉津町一覧

| 番号 | 町名 | 場所 | 備考 | 建立年 |
|----|------|------|-------|-------|
| 1 | 温泉津町 | 本郷 | 専念寺 | |
| 2 | 〃 | 野田新谷 | | |
| 3 | 〃 | 西田 | 水上神社 | |
| 4 | 〃 | 温泉郷 | | 文政10年 |
| 5 | 〃 | 飯原 | | |
| 6 | 〃 | 上村 | | |
| 7 | 〃 | 小浜 | 巖島神社 | |
| 8 | 〃 | 温泉上町 | | 明治16年 |
| 9 | 〃 | 湊森分 | | |
| 10 | 〃 | 釜野 | | |
| 11 | 〃 | 釜野 | | |
| 12 | 〃 | 今浦 | | |
| 13 | 〃 | 福光 | 福光八幡宮 | |
| 14 | 〃 | 福浦 | | |
| 15 | 〃 | 横道 | | |
| 16 | 〃 | 太田 | 旧道添 | |
| 17 | 〃 | 太田 | 井田八幡宮 | |
| 18 | 〃 | 菰口 | | |
| 19 | 〃 | 元井田 | 旧道入口 | 大正15年 |
| 20 | 〃 | 津瀨 | センター下 | |
| 21 | 〃 | 殿村 | | |
| 22 | 〃 | 井尻 | 高野寺付近 | |
| 23 | 〃 | 福田 | 願林寺向 | |

大田市

| 番号 | 町名 | 場所 | 備考 | 建立年 |
|----|------|------|-----------|--------------|
| 1 | 川合町 | 吉永下 | 建功寺 | 明治22年 |
| 2 | 〃 | 向吉永 | 真光寺 | 慶応3年 |
| 3 | 〃 | 向吉永 | 真光寺(旧碑) | |
| 4 | 〃 | 川合南 | 浄教寺 | 明治20年 |
| 5 | 〃 | 川合鶴府 | | |
| 6 | 大田町 | 宮島 | 大願寺 | 明治28年 |
| 7 | 〃 | 蛭子 | 明善寺 | 昭和3年 |
| 8 | 〃 | 加土 | 法蔵寺 | 昭和2年 |
| 9 | 〃 | 野城 | 市野原 | |
| 10 | 長久町 | 川南 | 安立寺 | 明治25年 |
| 11 | 久手町 | 寺前 | 観音寺 | |
| 12 | 〃 | 刺鹿 | 円光寺 | |
| 13 | 〃 | 西川 | 交差点 | 明治39年 |
| 14 | 〃 | 西川 | 交差点 | 大正4年 |
| 15 | 〃 | 宮前 | 刈田神社(境内社) | |
| 16 | 〃 | 柳瀬 | 共同墓地 | |
| 17 | 鳥井町 | 新田 | 市道端 | |
| 18 | 〃 | 八幡 | 佐比売山神社 | 明治30年 |
| 19 | 波根町 | 上町 | 波根八幡宮 | |
| 20 | 朝山町 | 朝倉 | 朝倉彦命神社 | |
| 21 | 〃 | 仙山 | 集会所 | 安政4年 |
| 22 | 富山町 | 山中 | 松林寺下 | 昭和48年 |
| 23 | 〃 | 本郷 | | |
| 24 | 静間町 | 垂水魚津 | | |
| 25 | 〃 | 新田 | | |
| 26 | 〃 | 和江 | 大歳神社 | 天保2年 |
| 27 | 〃 | 棚 | 静間駅前 | |
| 28 | 〃 | 平 | 公民館前 | 昭和18年 |
| 29 | 〃 | 仮屋 | 円通寺 | 明治25年 |
| 30 | 五十猛町 | 赤井 | | 昭和3年 |
| 31 | 〃 | 大浦 | 浄円寺 | |
| 32 | 〃 | 丹波 | | |
| 33 | 〃 | 野梅 | | |
| 34 | 〃 | 嘉庭 | | 弘化4年 |
| 35 | 〃 | 地頭所 | 当善寺前 | |
| 36 | 〃 | 湊 | 共同墓地 | |
| 37 | 久利町 | 赤波 | | 嘉永4年(大正7年再建) |
| 38 | 〃 | 市原 | 旧正善寺 | |
| 39 | 大屋町 | 鬼村 | | 安政2年(旧碑) |
| 40 | 〃 | 鬼村 | | 大正15年 |
| 41 | 〃 | 菰口 | | |
| 42 | 〃 | 尾波 | | 大正13年 |
| 43 | 大森町 | 上佐摩 | | 安政3年 |
| 44 | 〃 | 昭和 | 井戸神社 | |
| 45 | 〃 | 昭和 | 井戸神社 | |
| 46 | 〃 | 昭和 | 井戸神社 | |
| 47 | 〃 | 昭和 | 井戸神社 | |
| 48 | 水上町 | 高津 | | 嘉永7年 |
| 49 | 〃 | 白坏 | | |
| 50 | 〃 | 福原 | 中島店横上 | 安政5年 |
| 51 | 〃 | 荻原 | 本宗寺 | 昭和33年 |
| 52 | 祖式町 | 下町 | 円福寺 | 昭和8年 |
| 53 | 〃 | 瀬戸 | | 嘉永7年 |
| 54 | 〃 | 山中 | | 安政4年 |
| 55 | 〃 | 横谷 | | 嘉永7年 |
| 56 | 〃 | 大原 | | 嘉永7年 |
| 57 | 〃 | 猪目 | | 嘉永7年 |
| 58 | 〃 | 南山 | | |
| 59 | 大代町 | 椿 | | |
| 60 | 〃 | 八反田 | | |
| 61 | 〃 | 川上 | | |
| 62 | 〃 | 新屋山田 | 集乳所横 | |
| 63 | 〃 | 大家 | 正法寺 | 安政3年 |
| 64 | 〃 | 飯谷 | 浄願寺 | |
| 65 | 〃 | 四日市 | | |
| 66 | 三瓶町 | 多根 | 宝陀寺 | |
| 67 | 〃 | 多根野城 | 香勝寺 | 明治18年 |
| 68 | 〃 | 東上山 | 専勝寺 | 昭和6年 |
| 69 | 〃 | 小屋原 | 徳善寺 | 明治22年 |
| 70 | 〃 | 池田 | 野畑 | |

※本書の内容を複写、複製、引用、転載される場合には、必ず事前にご連絡ください。

ふるさと学習誌

「石見銀山～いも代官井戸平左衛門の事蹟～」

発行／平成15年3月

監修／仲野義文(石見銀山資料館学芸員)

イラスト／小林亜砂子

発行者／大田市外2町広域行政組合 企画担当

〒694-0064 島根県大田市大田町大田口1111番地

TEL.0854-84-9155 FAX.0854-84-9156

【E-mail】soma@iwamigin.or.jp 【URL】<http://soma.iwamigin.or.jp/>

印刷／柏村印刷株式会社